

議案第46号

静岡市職員の分限に関する条例の一部改正について

静岡市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の分限に関する条例(平成15年静岡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(降給の種類)

第3条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)とする。

第3条の次に次の2条を加える。

(降格の事由)

第3条の2 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格することができる。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合(職員が降任された場合を除く。)

ア 職員がその職務を遂行する過程において行った行動により実証された能力を把握した上で行われる勤務成績の評価又は職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価の任命権者による確認が行われた全体評語(これらの評価の結果をそれぞれ総括的に表示する記号をいう。)が最下位の段階である場合(次条において「評価の全体評語が最下位の段階である場合」という。)その他職員の勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の静岡市人事委員会(以下「人事委員会」という。)が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に

分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師2人によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（ア及びイに掲げる場合を除く。）。

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第3条の3 任命権者は、評価の全体評語が最下位の段階である場合その他職員の勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号することができる。

第4条の次に次の1条を加える。

(受診命令に従う義務)

第4条の2 職員は、第3条の2第1号イ及び前条第1項の規定による診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。